

## 令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（高齢者施設版）交付要綱

### （趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れて施設療養に対応した高齢者施設（以下「受入施設」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（高齢者施設版）（以下「協力金」という。）を交付する。

### （対象事業所・施設等）

第2条 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った以下の高齢者施設（法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定をし、又は設置若しくは事業開始の届出を受理したものに限り）に対し、協力金を交付するものとする。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

### （協力金の額）

第3条 令和4年4月1日以降に受入施設において療養を行った新型コロナウイルス感染症患者一人当たり当面の間300,000円とする。

### （協力金の交付申請及び請求）

第4条 受入施設は、協力金の交付を受けようとするときは、令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（高齢者施設版）交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### （協力金の交付決定等）

第5条 知事は、前条の申請書兼請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の交付を決定し、速やかに協力金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に通知するものとする。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前条の申請書兼請求書の提出をもって代えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、協力金の額を確定したものとみなし、協力金を交付する。

### （交付決定の取消し等）

第6条 知事は、第4条の申請書兼請求書の内容に虚偽があった場合には、協力金の交付の決定を取り消し、期限を定めて、交付対象者に協力金を返還させるものとする。

### （関係書類の保管）

第7条 交付対象者は、協力金に係る証拠書類を整備し、協力金の交付決定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

施設設置者住所  
施設設置者名  
代表者職氏名

印

令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（高齢者施設版）  
交付申請書兼請求書

このことについて、令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（高齢者施設版）交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請（請求）します。

記

受入施設名	
協力金申請（請求）額	円

（添付書類）  
別紙

※下記にチェックのうえ、ご提出ください。

本資料の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。